

港湾・空港工事のあり方検討会について

1. 設置の目的

平成 26 年 6 月に、建設業の担い手の中長期的な育成や確保の観点から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「担い手 3 法」という。）が一体として改正され、予定価格の適正な設定や、ダンピング対策の徹底などにかかる措置が規定された。

また、令和元年 6 月には、工期の適正化や現場の処遇改善等の働き方改革の推進、技術者に対する規制の合理化や ICT 活用等による生産性向上、災害時の緊急対応の強化や持続可能な事業環境の確保といった観点から、「担い手 3 法」が改正（「新・担い手 3 法」）され、令和 6 年度からは、建設業に対し改正労働基準法の労働時間の上限規制が適用されることとなった。更に、令和 2 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策」が閣議決定され、激甚化・頻発化しつつある自然災害への備えを急ぐこととなった。

これらのことに加え、港湾・空港における新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応や外国人技能労働者の受け入れ、デジタルトランスフォーメーションへの対応等、社会が大きく変容していく中で、引き続き、港湾・空港にかかる土木工事（以下「港湾・空港工事」という。）の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与していく必要がある。

このため今般、現場の声や有識者の声を丁寧に拝聴し、コンプライアンスに留意しつつ、港湾・空港工事における働き方改革、担い手の育成・確保、生産性の向上を推進する方策の検討を行うため、本検討会を設置するものである。

2. 今後の検討スケジュールについて

建設業法第 34 条に基づき、令和 2 年 7 月に中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」を踏まえ、港湾・空港工事特有の事情を反映した工期設定の考え方を整理することは喫緊の課題である。

このため、4 月から 6 月にかけて検討会を 3 回開催し、学識経験者や関係業界団体の意見を踏まえつつ「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を取りまとめ、7 月に当該ガイドラインの公表を予定している。

なお、関係業界団体の意見等の集約にあたっては、その内容が極めて実務的かつ詳細なものとなることが想定されることから、より一層丁寧な検討を実施するため、「関係団体ワーキンググループ」を以下の通り設置し、港湾・空港工事のあり方検討会における議論のさらなる充実を図ることとしたい。（全体スケジュールは下表の通り）

＜関係団体ワーキンググループについて＞

【構成員】

福田 功	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 副会長兼専務理事
○津田 修一	日本港湾空港建設協会連合会 専務理事
野澤 良一	一般社団法人 日本海上起重技術協会 専務理事
桐原 弘幸	全国浚渫業協会 業務運営委員会 委員長
藤井 敦	一般社団法人 日本潜水協会 事務局長

【オブザーバー】

国土交通省 港湾局 技術企画課
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

※○：座長

＜全体スケジュール表＞

4月	<p>(4/28) 第1回港湾・空港工事のあり方検討会 →工期設定に関する現状把握、課題及び解決方策等に関する検討を行う。</p>
5月	<p>(上旬～中旬) 関係団体WG →関係業界団体を中心として、工期設定に関する現状把握、課題及び解決方法に関する実務的な検討を行う。</p> <p>(下旬) 第2回港湾・空港工事のあり方検討会 →工期設定検討WGでの検討結果等を踏まえたガイドライン案の検討を行う。</p>
6月	<p>(上旬～中旬) 関係団体WG →関係業界団体を中心として、ガイドライン案について実務的な検討を行う。</p> <p>(下旬) 第3回港湾・空港工事のあり方検討会 →ガイドラインのとりまとめを行う。</p>
7月	「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を公表する。